熊本県公報

第１３０２９号
令和３年(2021年)
５月25日(火)
(毎週　火・金発行)

目　次

告　示
○保安林の指定に関する予定………………………………（森林保全課）　1
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……（障がい者支援課）　2
○土砂災害警戒区域の指定……………………………………（砂防課）　2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定………（　〃　）　2
○土砂災害警戒区域の指定……………………………………（　〃　）　4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定………（　〃　）　4
○土砂災害警戒区域の指定……………………………………（　〃　）　6
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定………（　〃　）　7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定………（　〃　）　9
○土砂災害警戒区域の指定……………………………………（　〃　）　10
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定………（　〃　）　10
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定………（　〃　）　11
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除………（　〃　）　13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定………（　〃　）　13
公　告
○公共測量の実施………………………………………………（監理課）　14
○土地改良区の定款変更の認可………………………………（農村計画課）　14
○肥料登録有効期間更新………………………………………（農業技術課）　14
登　載　依　頼
○令和３年度（２０２１年度）熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れにおける一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………（高校教育課）　15
○令和３年度（２０２１年度）熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れにおける一般競争入札の実施……………………（　〃　）　15
○熊本県公安委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則……………（警察本部情報管理課）　19

告　示

熊本県告示第４８９号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県上益城郡御船町大字田代字水落４４６５番・４４７０番１・４４７２番１・４４７６番４（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）、４４７２番３、４４７６番３
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字水落４４６５番・４４７２番３・４４７６番３（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、４４７０番１、４４７２番１、４４７６番４
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第４９０号

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の３第１項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第２１条の５の２５の規定により公示する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス事業所ウイング 天草市北浜町２６７０番地３８	株式会社ウイング 天草市北浜町２６７０番地３８ 浦井　恵	令和３年（２０２１年）５月１３日	４３５３０００１８７	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第４９１号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
榎田４	あさぎり町上西	別図１のとおり	土石流
秋時２	あさぎり町上西、あさぎり町上南	別図２のとおり	土石流
秋時１	あさぎり町上南	別図３のとおり	土石流
岡麓１	あさぎり町岡原南	別図４のとおり	土石流
立野	あさぎり町岡原南、あさぎり町上東	別図５のとおり	土石流

（別図１から別図５は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第４９２号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
榎田３	あさぎり町上西	別図１のとおり	土石流	別図１のとおり
榎田２	あさぎり町上西	別図２のとおり	土石流	別図２のとおり

上永里５	あさぎり町上西	別図３のとおり	土石流	別図３のとおり
上永里４	あさぎり町上西	別図４のとおり	土石流	別図４のとおり
上永里３	あさぎり町上西	別図５のとおり	土石流	別図５のとおり
谷水薬師	あさぎり町上西、あさぎり町上南	別図６のとおり	土石流	別図６のとおり
麓６	あさぎり町上西、あさぎり町上南	別図７のとおり	土石流	別図７のとおり
麓５	あさぎり町上西、あさぎり町上南	別図８のとおり	土石流	別図８のとおり
麓４	あさぎり町上西、あさぎり町上南	別図９のとおり	土石流	別図９のとおり
麓３	あさぎり町上西、あさぎり町上南	別図１０のとおり	土石流	別図１０のとおり
西平	あさぎり町上西、あさぎり町皆越	別図１１のとおり	土石流	別図１１のとおり
清願寺	あさぎり町上西、あさぎり町上南、あさぎり町上東	別図１２のとおり	土石流	別図１２のとおり
永山	あさぎり町上東	別図１３のとおり	土石流	別図１３のとおり
榎田５	あさぎり町上西、錦町一武	別図１４のとおり	土石流	別図１４のとおり
榎田１	あさぎり町上西	別図１５のとおり	土石流	別図１５のとおり
上永里６	あさぎり町上西	別図１６のとおり	土石流	別図１６のとおり
岡麓６	あさぎり町岡原南	別図１７のとおり	土石流	別図１７のとおり
岡麓７	あさぎり町岡原南	別図１８のとおり	土石流	別図１８のとおり
岡麓２	あさぎり町岡原南	別図１９のとおり	土石流	別図１９のとおり
岡麓３	あさぎり町岡原南	別図２０のとおり	土石流	別図２０のとおり
岡麓８	あさぎり町岡原南	別図２１のとおり	土石流	別図２１のとおり
岡麓９	あさぎり町岡原南	別図２２のとおり	土石流	別図２２のとおり
岡麓５	あさぎり町岡原南	別図２３のとおり	土石流	別図２３のとおり
岡麓４	あさぎり町岡原南	別図２４のとおり	土石流	別図２４のとおり
清願寺Ｃ	あさぎり町上南	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり

清願寺Ｄ	あさぎり町上東、あさぎり町上南	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
西平Ａ	あさぎり町上西、あさぎり町皆越	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
西平Ｂ	あさぎり町皆越	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
西平Ｃ	あさぎり町皆越	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
中村Ｂ	あさぎり町皆越	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり
立野Ｂ	あさぎり町皆越	別図３１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３１のとおり
立野Ｃ	あさぎり町皆越	別図３２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３２のとおり
山下	あさぎり町皆越	別図３３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３３のとおり
白髪野Ｂ	あさぎり町皆越	別図３４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３４のとおり
白髪野Ｃ	あさぎり町皆越	別図３５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３５のとおり
白髪野Ｄ	あさぎり町皆越	別図３６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３６のとおり
岡麓Ｄ	あさぎり町岡原南	別図３７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３７のとおり
立野Ｄ	あさぎり町岡原南	別図３８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３８のとおり

（別図１から別図３８は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第４９３号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平山５	あさぎり町須恵	別図１のとおり	土石流
柳の内３	あさぎり町深田北、あさぎり町深田東	別図２のとおり	土石流
内山	あさぎり町深田西、あさぎり町深田東	別図３のとおり	土石流

（別図１から別図３は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第４９４号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特

別警戒区域を次のとおり指定する。
令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区　域　の　名　称	区　域　の　所　在　地	区　域　の　表　示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宮原谷２	あさぎり町岡原北	別図１のとおり	土石流	別図１のとおり
奥野川１	あさぎり町岡原北	別図２のとおり	土石流	別図２のとおり
奥野川２	あさぎり町岡原北	別図３のとおり	土石流	別図３のとおり
阿蘇川	あさぎり町須恵	別図４のとおり	土石流	別図４のとおり
平山４	あさぎり町須恵	別図５のとおり	土石流	別図５のとおり
中の谷２	あさぎり町須恵	別図６のとおり	土石流	別図６のとおり
中の谷３	あさぎり町須恵	別図７のとおり	土石流	別図７のとおり
阿蘇川支川	あさぎり町須恵	別図８のとおり	土石流	別図８のとおり
平山６	あさぎり町須恵	別図９のとおり	土石流	別図９のとおり
松尾	あさぎり町須恵	別図１０のとおり	土石流	別図１０のとおり
鷲巣３	あさぎり町深田西	別図１１のとおり	土石流	別図１１のとおり
鷲巣４	あさぎり町深田西	別図１２のとおり	土石流	別図１２のとおり
鷲巣５	あさぎり町深田西	別図１３のとおり	土石流	別図１３のとおり
柳の内１	あさぎり町深田北	別図１４のとおり	土石流	別図１４のとおり
柳の内２	あさぎり町深田北	別図１５のとおり	土石流	別図１５のとおり
柳の内４	あさぎり町深田北、あさぎり町深田東	別図１６のとおり	土石流	別図１６のとおり
荒茂１	あさぎり町深田北	別図１７のとおり	土石流	別図１７のとおり
荒茂２	あさぎり町深田北	別図１８のとおり	土石流	別図１８のとおり
下里	あさぎり町深田西、あさぎり町深田東	別図１９のとおり	土石流	別図１９のとおり
宮麓Ｄ	あさぎり町岡原北	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり

平山Ｃ	あさぎり町須恵	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
平山Ｄ	あさぎり町須恵	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり
松尾Ｂ	あさぎり町須恵	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
中ノ谷	あさぎり町須恵	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
湯原Ｂ	あさぎり町須恵	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
屯所Ｂ	あさぎり町須恵	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
屯所Ｃ	あさぎり町須恵	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
屯所Ｄ	あさぎり町須恵	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
浜ノ上Ｂ	あさぎり町須恵	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
浜ノ上Ｃ	あさぎり町須恵	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり
新深田Ａ	あさぎり町深田西	別図３１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３１のとおり
新深田Ｂ	あさぎり町深田西	別図３２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３２のとおり
内山Ｃ	あさぎり町深田東	別図３３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３３のとおり
内山Ｄ	あさぎり町深田東	別図３４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３４のとおり
荒茂Ｆ	あさぎり町深田北	別図３５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３５のとおり
仁王	あさぎり町深田北	別図３６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３６のとおり
植深田(C)	あさぎり町深田東	別図３７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３７のとおり

（別図１から別図３７は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第４９５号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鍋山３	錦町西	別図１のとおり	土石流
本別府２	錦町一武	別図２のとおり	土石流
本別府５	錦町一武	別図３のとおり	土石流

（別図１から別図３は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第４９６号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
無田の原	錦町西	別図１のとおり	土石流	別図１のとおり
上黒辺田野２	錦町西	別図２のとおり	土石流	別図２のとおり
上黒辺田野３	錦町西	別図３のとおり	土石流	別図３のとおり
小峰	錦町西	別図４のとおり	土石流	別図４のとおり
鍋山１	錦町西	別図５のとおり	土石流	別図５のとおり
鍋山２	錦町西	別図６のとおり	土石流	別図６のとおり
鍋山４	錦町西	別図７のとおり	土石流	別図７のとおり
上大鶴２	錦町西	別図８のとおり	土石流	別図８のとおり
狩政１	錦町一武	別図９のとおり	土石流	別図９のとおり
狩政２	錦町一武	別図１０のとおり	土石流	別図１０のとおり
別府	錦町一武	別図１１のとおり	土石流	別図１１のとおり
本別府３	錦町一武	別図１２のとおり	土石流	別図１２のとおり
本別府４	錦町一武	別図１３のとおり	土石流	別図１３のとおり

内村Ｅ	錦町一武	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
無田の原Ａ	錦町西	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
無田の原Ｂ	錦町西	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
上一丸Ｃ	錦町西	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
上一丸Ｄ	錦町西	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
上一丸Ｅ	錦町西	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
上一丸Ｆ	錦町西	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
久保宇野Ｂ	錦町西	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
久保宇野Ｃ	錦町西	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり
久保宇野Ｄ	錦町西	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
西Ｆ	錦町西	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
西Ｇ	錦町西	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
大正Ｂ	錦町西	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
土屋Ｂ	錦町一武	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
土屋Ｃ	錦町一武	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
原田川	錦町一武	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
風月野Ａ	錦町西	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり
風月野Ｂ	錦町西	別図３１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３１のとおり
大正Ｃ	錦町西	別図３２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３２のとおり
木揚	錦町西	別図３３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３３のとおり
今山Ａ	錦町西	別図３４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３４のとおり
今山Ｂ	錦町西	別図３５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３５のとおり
今山Ｃ	錦町西	別図３６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３６のとおり
上黒辺田野Ｂ	錦町西	別図３７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３７のとおり

上大鶴	錦町西	別図３８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３８のとおり

（別図１から別図３８は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第４９７号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
迫１	錦町木上北	別図１のとおり	土石流	別図１のとおり
迫２	錦町木上北	別図２のとおり	土石流	別図２のとおり
平岩A	錦町木上北	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
平岩B	錦町木上北、相良村深水	別図４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
村松A	錦町木上北	別図５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
村松B	錦町木上北	別図６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
村松C	錦町木上北	別図７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
村松D	錦町木上北、相良村川辺	別図８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
高原A	錦町木上北	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
野間A	錦町木上北	別図１０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１０のとおり
野間B	錦町木上北	別図１１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１１のとおり
野間C	錦町木上北	別図１２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１２のとおり
迫C	錦町木上北	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり
迫D	錦町木上北	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
覚井A	錦町木上北、錦町木上東	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
荒田A	錦町木上東	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
高原B	錦町木上東	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり

高原C	錦町木上東	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
平川A	錦町木上東	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
平川B	錦町木上東	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
目郎D	錦町木上東	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
平川C	錦町木上東	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり
平川D	錦町木上東、あさぎり町深田西	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
荒田B	錦町木上東	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
覚井B	錦町木上東	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
由留木A	錦町木上西	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
由留木B	錦町木上西	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
由留木C	錦町木上西	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
平野A	錦町木上南	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
迫E	錦町木上北	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり
岩城A	錦町木上東	別図３１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３１のとおり

（別図１から別図３１は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第４９８号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水無	山江村万江	別図１のとおり	土石流
平山１	山江村万江	別図２のとおり	土石流
手石方	山江村山田	別図３のとおり	土石流

（別図１から別図３は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第４９９号

　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
　　令和３年（２０２１年）５月２５日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
榎木谷	山江村万江	別図１のとおり	土石流	別図１のとおり
大河内	山江村万江	別図２のとおり	土石流	別図２のとおり
今村	山江村万江	別図３のとおり	土石流	別図３のとおり
尾寄崎１	山江村山田	別図４のとおり	土石流	別図４のとおり
山田川	山江村山田	別図５のとおり	土石流	別図５のとおり
平山３	山江村万江	別図６のとおり	土石流	別図６のとおり
西川内５	山江村山田	別図７のとおり	土石流	別図７のとおり
西川内６	山江村山田	別図８のとおり	土石流	別図８のとおり
下払２	山江村山田	別図９のとおり	土石流	別図９のとおり
湯の原	山江村山田	別図１０のとおり	土石流	別図１０のとおり
椎谷２	山江村山田	別図１１のとおり	土石流	別図１１のとおり
西川内７	山江村山田	別図１２のとおり	土石流	別図１２のとおり
一丸	山江村山田	別図１３のとおり	土石流	別図１３のとおり
堂園	山江村山田	別図１４のとおり	土石流	別図１４のとおり
本城	山江村山田	別図１５のとおり	土石流	別図１５のとおり

（別図１から別図１５は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５００号

　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
　　令和３年（２０２１年）５月２５日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区　域　の　名　称	区 域 の 所 在 地	区　域　の　表　示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山口B	山江村万江	別図１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
熊の原B	山江村万江	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
丸鉾	山江村万江	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
水無C	山江村万江	別図４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
西大川内	山江村万江	別図５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
宇那川	山江村山田	別図６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
葛の上	山江村万江	別図７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
小鶴	山江村万江	別図８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
西下払	山江村山田	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
大平B	山江村山田	別図１０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１０のとおり
柳野B	山江村万江	別図１１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１１のとおり
上別府	山江村万江、人吉市井ノ口町	別図１２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１２のとおり
三角	山江村山田	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり
蕨野A	山江村山田	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
蕨野B	山江村山田	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
蕨野C	山江村山田	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
蕨野D	山江村山田	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
中尾	山江村山田	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
城山	山江村山田	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
辻	山江村山田	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
山ノ口	山江村山田	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
一丸	山江村山田	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり

番慶B	山江村山田	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
岩ケ野C	山江村山田	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
岩ケ野D	山江村山田	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
岩ケ野E	山江村山田	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
栄野A	山江村山田	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
東大谷	山江村山田	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
栄野B	山江村山田	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
油面	山江村山田	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり
手石方	山江村山田	別図３１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３１のとおり
東山下	山江村山田	別図３２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３２のとおり
白鳥	山江村山田	別図３３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３３のとおり
合戦峰	山江村山田、人吉市鬼木町	別図３４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３４のとおり

（別図１から別図３４は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５０１号

平成２８年（２０１６年）３月２５日熊本県告示第３８１号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第６項において準用する同条第４項及び第９条第９項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
通詞島－１	天草市五和町二江	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５０２号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
通詞島－１	天草市五和町二江	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

公　　告

熊本県公告第３６１号

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第１項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により公告する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（空中写真測量）	令和２年（２０２０年）１０月２３日から 令和３年（２０２１年）６月１４日まで	宇城市南豊崎地区、宇城市浅川地区

熊本県公告第３６２号

熊本市東区に事務所を置く画図土地改良区理事長から令和３年（２０２１年）４月１６日付けで申請のあった定款の変更については、令和３年（２０２１年）５月１７日付けで認可したので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第３０条第３項の規定により公告する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県公告第３６３号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和２５年法律第１２７号）第１２条第２項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第１６条第１項の規定に基づき公告する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第１４６９号	魚廃物加工肥料	天草魚粉Ｉ号	窒素全量：５．０ りん酸全量：５．０	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	天草ショウエイ株式会社 熊本県天草市牛深町３０３１番地２６	令和６年（２０２４年）５月２１日
熊本県肥第１２６８号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰	アルカリ分：５５．０ 可溶性苦土：１０．０	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	熊本礦業株式会社 熊本県玉名郡玉東町山口１４８番地１	令和９年（２０２７年）５月２４日

登載依頼

熊本県教育委員会告示第１９号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県教育長　古　閑　陽　一

１　競争入札に付する事項

令和３年度（２０２１年度）熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ

２　入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル（ＯＡ機器類）」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等

（１）申請の方法

２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、⑵の場所に持参又は郵送により提出すること。

（２）競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

電話番号　０９６－３３３－２５８１

（３）競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和３年（２０２１年）６月８日（火）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

（４）競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

（５）入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和６年（２０２４年）３月３１日までとする。

（６）有効期間の更新手続

（５）の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和５年（２０２３年）１０月１日から令和５年（２０２３年）１１月３０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第２６号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県教育長　古　閑　陽　一

１　競争入札に付する事項

（１）調達の名称

令和３年度（２０２１年度）熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ

（２）借入物品に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課産業教育指導班（熊本県庁行政棟新館６階）

郵便番号　８６２－８６０９　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

電話番号　０９６－３３３－２７１７

ファックス番号　０９６－３８４－１５６３

（３）借入物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

（４）借入物品及び数量

ア　教育用コンピュータ　１９４セット

イ　サーバ　５セット

ウ　その他周辺機器及びソフトウェア　一式
（５）借入物品の規格、品質等
令和３年度（２０２１年度）熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
（６）借入期間
令和３年（２０２１年）９月１日（水）から令和９年（２０２７年）８月３１日（火）まで
（７）納入期限
令和３年（２０２１年）８月３１日（火）
（８）納入場所
要求仕様書による。
（９）入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、５（３）アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
（10）入札金額
入札金額は、賃借料１月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、７２月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。
（11）要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
（12）最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
２　入札参加者の必要な資格に関する事項
次の（１）から（５）までに定める条件の全てを満たす者であること。
（１）物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル（ＯＡ機器類）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３（３）の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和３年（２０２１年）６月８日（火）午後５時まで
イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６―３８１―９０１０
ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ　提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
（３）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
（４）熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。
（５）仕様適合証明願に機能等証明書及び納品物品一覧表等を添付し、公告の日から令和３年（２０２１年）６月８日（火）午後５時までの間に１（２）の発注・契約担当部局に提出し、審査を受け、納入しようとする物品等が仕様に適合している証明書（

仕様適合証明書）の交付を受けていること。
３　入札参加のための確認申請
（１）提出書類
この入札に参加を希望する者は、２（２）から（５）までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　仕様適合証明書
（２）提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、（１）ア及びイに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、（１）アに掲げる書類に添付する（１）イに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、（１）イに掲げる書類の目録を（１）アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、（１）イに掲げる書類は、（３）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、（１）ア及びイに掲げる書類を書面で（３）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
（３）提出期間
公告の日から令和３年（２０２１年）６月２５日（金）午後５時まで
（４）提出先
１（３）の入札担当部局
（５）確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
４　入札説明会
実施しない。
５　入札手続等
（１）要求仕様等に対する質問の受付期間
１（２）の発注・契約担当部局において公告の日から令和３年（２０２１年）６月２５日（金）午後５時まで受け付ける。
（２）要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１（２）の発注・契約担当部局において公告の日から令和３年（２０２１年）７月６日（火）まで行う。
（３）入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和３年（２０２１年）７月５日（月）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
（ア）日時　令和３年（２０２１年）７月６日（火）午前１０時
（イ）場所　１（３）の入札担当部局
（ウ）入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和３年（２０２１年）７月５日（月）（必着）までに１（３）の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１（１）の調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１（１）の調達の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
（４）開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて（３）イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に（３）イ（イ）の場所で開札を行うものとする。
（５）入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
（６）入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換

え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
（７）入札金額の錯誤
　入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１（３）の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は５（３）アの電子入札システムによる入札期間内とする。
　１（３）の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア　入札金額の総額と単価の取り違い
イ　入札金額単位の誤り
（８）入札の中止等
　入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
（９）落札者の決定方法
　開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
（１０）入札保証金
　免除する。
6　契約について
（１）契約書の作成の要否
　要
（２）契約の締結期限
　落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
（３）落札者からの契約締結の申出期限
　落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
（４）契約保証金
　契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（７２月）を乗じて得た金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア　納付期限　（３）の申出期限
イ　提出場所　１（２）の発注・契約担当部局
7　その他
（１）入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
（２）この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
8　問合せ
（１）問合せ先
ア　入札の調達内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
　熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課産業教育指導班
　電話番号　０９６－３３３－２７１７
　ファックス番号　０９６－３８４－１５６３
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。
　熊本県出納局管理調達課管理班
　電話番号　０９６－３３３－２５８１
　ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。
　熊本県出納局管理調達課調達班
　電話番号　０９６－３３３－２５８０
　ファックス番号　０９６－３８１―９０１０

エ　電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
（２）受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）
９　Ｓｕｍｍａｒｙ
（１）Name and quantity of commodity to lease 194 personal computers 5 servers A set of peripheral equipment and softwares
（２）Deadline to supply commodity
August 31st, 2021
（３）Place to supply commodity
Shown in the bid explanation form
（４）Date and place to submit bidding proposal
Date：July 6th, 2021, 10:00 a.m.
Place：Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government main building)
（５）Deadline to submit bidding proposal by mail
Date：July 5th, 2021
Place：Kumamoto Prefectural Government
Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
（６）Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
（７）Name of the department in charge of this bidding contract
Kumamoto Prefectural Board of Education
Upper Secondary School Education Division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 862-8609, Japan
Phone：096-333-2717　Fax：096-384-1563

熊本県公安委員会規則第６号

熊本県公安委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則を次のように定める。

令和３年（２０２１年）５月２５日

熊本県公安委員会委員長　小　野　長　門

熊本県公安委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

熊本県公安委員会の所管に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成１５年国家公安委員会規則第６号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第１１条及び熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成１６年熊本県条例第６４号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　公安委員会等　熊本県公安委員会、熊本県警察本部長及び警察署長をいう。
(2)　法令　法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
(3)　申請等　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号。以下「情報通信技術活用法」という。）第３条第８号及び情報通信技術活用条例第２条第６号に規定する申請等をいう。

２　前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法及び情報通信技術活用規則で使用する用語の例による。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第３条　情報通信技術活用条例第５条第１項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等）

第４条　情報通信技術活用法第６条第１項又は情報通信技術活用条例第５条第１項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委

員会等が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

２　前項に規定する者は、公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

３　前２項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。

(1)　商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第１２条の２第１項及び第３項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2)　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第３条第１項に規定する署名用電子証明書

(3)　公安委員会等が告示で定める電子証明書（前２号に規定するものを除く。）

(4)　前各号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

４　法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第１項及び第２項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第５条　情報通信技術活用法第６条第６項及び情報通信技術活用条例第５条第５項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1)　申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2)　申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

(3)　前２号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第６条　情報通信技術活用条例第６条第１項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等）

第７条　公安委員会等は、情報通信技術活用法第７条第１項又は情報通信技術活用条例第６条第１項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。この場合において、公安委員会等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第８条　情報通信技術活用法第７条第１項ただし書及び情報通信技術活用条例第６条第１項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1)　第６条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証コードの入力

(2)　電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会等の定めるところによる届出

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第９条　情報通信技術活用法第７条第５項及び情報通信技術活用条例第６条第５項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2)　処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合

(3)　前２号に掲げるほか、処分通知等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は処分通知等に係る利便性を著しく損なう場合

（電磁的記録による縦覧等）

第１０条　公安委員会等は、情報通信技術活用法第８条第１項又は情報通信技術活用条例第７条第１項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）
第１１条　公安委員会等は、情報通信技術活用法第９条第１項又は情報通信技術活用条例第８条第１項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。
（氏名又は名称を明らかにする措置）
第１２条　情報通信技術活用法第６条第４項及び情報通信技術活用条例第５条第４項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（第４条第３項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。
２　情報通信技術活用法第７条第４項並びに情報通信技術活用条例第６条第４項及び第８条第３項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。
（情報通信技術活用条例第９条の規則で定める書面等及び措置）
第１３条　情報通信技術活用条例第９条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成１５年政令第２７号）第５条に規定するもののほか、公安委員会等が別に定めるものとする。
（委任）
第１４条　この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、公安委員会等が定める。
附　則
この規則は、令和３年６月１日から施行する。